

監 査 報 告 書

2025 年 5 月 21 日

学校法人根津育英会武蔵学園

理事会 御中

学校法人根津育英会武蔵学園

監事（常勤）

松永 彰 

監事

織戸 光明 

私たち監事は、学校法人根津育英会武蔵学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、監査対象の会計年度に適用される旧私立学校法（2023年5月8日施行）第37条第3項及び旧学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為（2022年4月1日施行）第13条の規定に基づき、監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、監査法人と連携し、計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録並びに収益事業に係る損益計算書及び貸借対照表）について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人根津育英会武蔵学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正の行為または法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。